

受益者負担の適正化に向けた今後の取り組みについて

1 現状と経過

施設運営やサービスに係る使用料(以下、「利用料金」を含む)や手数料については、受益者負担の基準や減免の取扱いなど、必ずしも市としての標準的な考え方が定まっておらず、統一性を欠く面があります。

そのため、「中期4か年計画」でも受益者負担の適正化について取り組むことを掲げるとともに、22年度の「横浜市事業評価会議」においても、「市民利用施設等における受益者負担のあり方」をテーマに、公募市民、有識者、市会議員の皆様にご議論をいただきました。その意見なども踏まえて、「受益者負担の考え方」(素案)をまとめ、市民の皆様の意見を募集します。

【横浜市事業評価会議での主な意見】

- ・これまでの取組や各施設の現状を市民に知らせながら進めるべき。
- ・受益者負担割合の基準を市民にわかりやすく整理・公表すべき。
- ・市内居住者と市外居住者で利用料金に差を設けるべき。

2 取組内容と今後の進め方

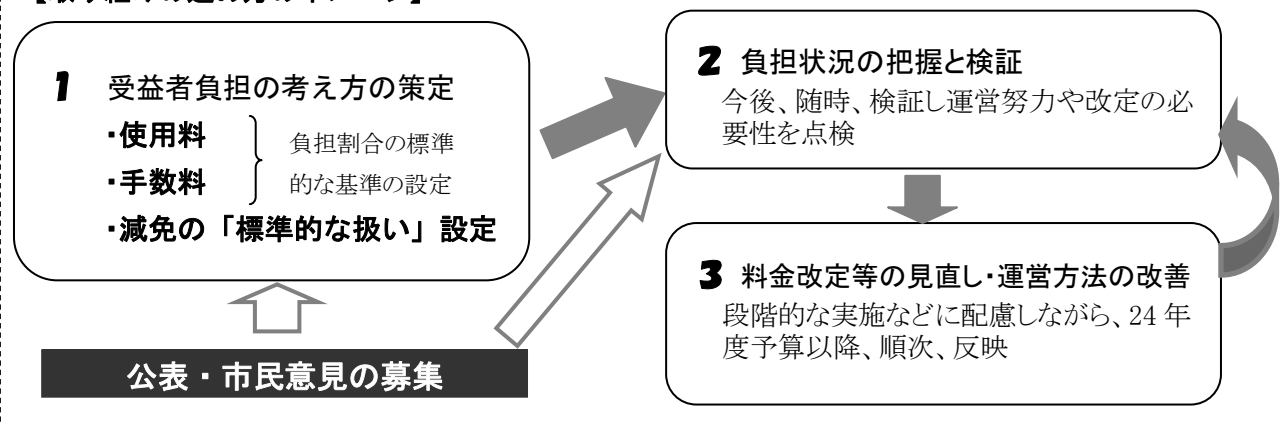
- (1) 施設の利用や許認可など行政サービスに伴う受益について、どのように受益者に負担を求めるかという「受益者負担の考え方」(素案)として、まとめました。

この「受益者負担の考え方」では、市民の公平性の観点から、施設の性格や行政サービスの内容に応じて、施設運営や行政サービスにかかるコストの一定割合を受益者に負担していただくことを基本としています。なお、負担していただくコストは一部の施設を除き、建設費や市債利子などのイニシャルコストは含みません。

策定にあたっては、今回、素案を示して市民意見の募集を行い、いただいた意見を反映させながら進めていきます。

- (2) 使用料・手数料の減免の取扱いについても、市民の皆様のご意見を反映させながら、本市としての「標準的な扱い」を設定し整理していきます。
- (3) 今後は、この策定した考え方に沿って、施設ごとの負担状況の把握と検証を行い、料金改定が必要な場合には、条例改正等の手続きを実施します。なお、改定にあたっては、段階的に改定することや、指定管理者の更新時期にあわせるなど多くの施設が一斉に改定することがないように留意するとともに、設置経緯など、施設ごとの事情にも配慮します。

【取り組みの進め方のイメージ】



3 受益者負担の考え方（詳細は別紙「市民意見募集」参照）

（1）使用料について

市民負担の公平性の観点から、施設・サービスの利用者が負担する「受益者負担」と、利用しない市民も税金という形で負担することになる「公費負担」の割合について、施設の性格やサービス内容に応じた「負担割合の標準的な基準(めやす)」を策定します。

そのうえで、原則として、施設運営に必要なコスト(建設経費等を除く)を割合に応じて受益者に負担していただきます。

割合の決定にあたっては、「公共関与の必要性の程度」、「収益性の程度」に応じて標準的な割合を決めることとします。

（2）手数料について

手数料については、その行政サービスを必要とする方からの「求め」に応じて行う事務に対する対価であり、原則として全額受益者の負担とします。

（3）減免の扱いについて

市としての「標準的な扱い」を設定し、異なる扱いをする場合には、原則としてあらかじめ、対象や減免割合を明確にし、公表することとします。

4 市民意見の募集方法

上記3の考え方などについて、市民意見募集を行います。

なお、募集の際には、市民の皆様への判断材料のひとつとして、代表的な施設のコストと使用料・手数料の状況(22年度決算ベース)を、あわせて公表します。

【募集方法】

(1) 募集期間：9月下旬から11月上旬まで（予定）

(2) 意見募集用紙配布先：各区役所広報相談係、主な市民利用施設、ホームページにも掲載。

(3) 意見提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メール

5 今後のスケジュール（予定）

9月下旬 「受益者負担の考え方」（素案）の公表及び意見募集の開始

11月上旬 意見募集の締切



市民等から提出された意見などを踏まえ、必要な事項について修正

12月 常任委員会報告

「受益者負担の考え方」の確定及び公表



順次、「受益者負担の考え方」に基づく検証を行い、必要な改定を実施

～「受益者負担の考え方」の策定について～

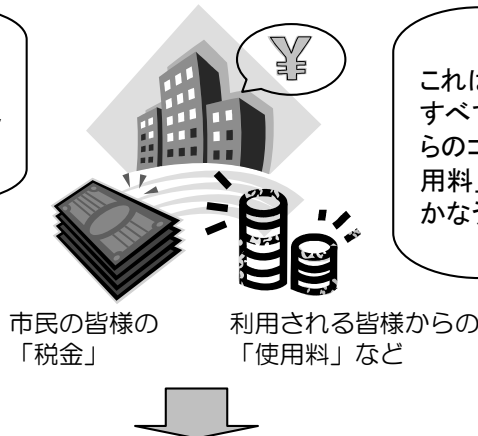
素案へのご意見を募集しています

横浜市では、施設の利用料や許認可の手数料などについて、コストの一部を利用者や申請者の皆さまに適切にご負担いただくための「受益者負担の考え方」を策定していきます。
今回、その素案をまとめましたので、市民の皆様からご意見を募集します。

1 「受益者負担の考え方」策定の必要性

市の施設利用、証明書取得、営業許可を受ける場合など…

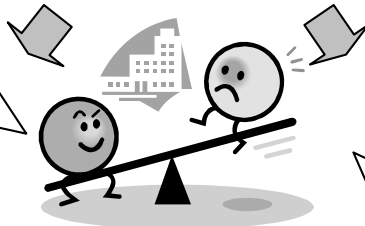
使用料、利用料金や手数料という形で、料金の一部をご負担いただいています。



これは、施設運営や行政サービスには、すべてコスト(経費)がかかるため、これらのコストは、利用される皆様からの「使用料」などと、市民の皆様の「税金」でまかなうしくみになっています。

そのため、市民の皆様全体の負担の公平性の観点から、利用しない市民の皆様が税金という形で負担している「公費(市)負担」と、利用者の皆様が負担する「受益者(利用者)負担」の割合について市の考えを明確にし、市民の皆様の十分なお理解を得ていくことが必要と考えています。

① この負担割合がおおむね妥当なものとなるよう、「受益者負担の考え方」を定めます。



② コストのうちどの程度を受益者(利用者)に負担してもらい、どの程度を税金でまかなうかは、施設やサービスの性格や目的によって異なるため、施設やサービスごとに「負担割合の標準的な基準」も設定していきます。

なお、施設やサービスを利用する場合に、使用料などが免除、減額される「減免制度」についても、これまで市としての統一性に欠けていた面があるため、「標準的な扱い」を設定します。

2 基準策定後の今後の進め方

より魅力あるサービスの提供や効率化による徹底的なコスト削減に努めながら、「受益者負担の考え方」や基準に基づき、必要に応じて、使用料などの改定を行っていきます。

見直しにあたっては、多くの施設で一斉に改定したり、急激に利用者負担を引き上げることがないように配慮するなど、今後、段階的に進めていく予定です。

3 使用料の負担割合の標準的な基準分類（素案）

施設の性格や、そこで提供しているサービスの内容に応じて、まず、「公共関与の必要性の程度」(基本的要素)により3つに分類します。さらに「収益性の程度」(副次的要素)によりさらに3つに分類することで、9つの区分に分けます。それぞれの施設を、それぞれの区分にあてはめて、利用者(受益者)の皆様にご負担いただく割合と、公共(税で負担)で負担する標準的な割合を決め、必要なコスト(経費)を割合に応じてご負担いただく仕組みです。ご負担いただくコストは、施設の運営や維持に必要なコストが対象です。施設をつくるために掛かったコストは、一部の場合を除き、対象としません。

使用料の負担割合の標準的な基準分類（素案）

- ・負担割合は、サービスを利用する方が負担する割合（利用者の負担）と税金等で負担する割合（市の負担）を表しています。
- ・吹き出しは、例示として、具体的施設の利用者の負担割合（使用料等総額÷施設にかかる全体コスト）を示しています(22年度分)。
- ・負担割合は「めやす」として定めるもので、例えば「100%」ちょうどにすることを厳格に決定するものではありません。
- ・また、使用料の具体的な決定にあたっては、設置の経緯など施設ごとの事情にも配慮していきます。

<p>↑ 収益性の程度</p>	高 (C)	<p>分類3</p> <p>負担割合</p> <p>利用者負担: 50%程度 市の負担: 50%程度</p>	<p>分類6</p> <p>負担割合</p> <p>利用者負担: 70%程度 市の負担: 30%程度</p>	<p>分類9</p> <p>負担割合</p> <p>利用者負担: 100% 市の負担: 0%</p> <p>想定する施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設(テニスコート・トレーニング室等) ・レクリエーション施設(宿泊施設等) ・墓地・墓園・霊園 ・斎場(葬祭ホール) <p>例: 上郷森の家 41%</p>
	中 (B)	<p>分類2</p> <p>負担割合</p> <p>利用者負担: 30%程度 市の負担: 70%程度</p> <p>想定する施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉活動・交流施設 <p>例: 社会福祉センター 13%</p>	<p>分類5</p> <p>負担割合</p> <p>利用者負担: 50%程度 市の負担: 50%程度</p> <p>想定する施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公会堂・ホール ・会議室・研修室等 (一般利用の貸スペース) ・動物園 <p>例: みなとみらいホール 47%</p> <p>例: よこはま動物園 36%</p>	<p>分類8</p> <p>負担割合</p> <p>利用者負担: 70%程度 市の負担: 30%程度</p>
	低 (A)	<p>分類1</p> <p>負担割合</p> <p>利用者負担: 0% 市の負担: 100%</p> <p>想定する施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災関係施設 ・保護施設 <p>例: 市民防災センター 0%</p>	<p>分類4</p> <p>負担割合</p> <p>利用者負担: 30%程度 市の負担: 70%程度</p> <p>想定する施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館・美術館・科学館 ・青少年育成・交流施設 ・運動広場・体育館・体育室 <p>例: こども科学館 33%</p>	<p>分類7</p> <p>負担割合</p> <p>利用者負担: 50%程度 市の負担: 50%程度</p>
		高 (a)	中 (b)	低 (c)

★副次的要素★
収益性が高いサービスであれば、民間事業者などでも、同種のサービスが提供されています。従って、市としての負担は、より少なくても良いサービスと考えられます。

→収益性が高ければ、市の負担は小さく、利用者の負担が大きくなります。

基準の対象外とするもの

9つの分類に当てはめて整理することが適当でない施設やサービスはこの基準の対象外とします。

〈例〉

- 法令などで基準額などの定めがあるもの
介護保険事業、障害者自立支援事業、市営住宅、保育所の使用料、図書館など
- 企業会計の料金
地下鉄・バス・上下水道・病院料金など
- 類似施設等との競争力を考慮する必要があるもの
ふ頭使用料、市場関連の使用料・手数料など
- 近隣民間施設と同水準に設定する必要があるもの
市営駐車場、駐輪場など
- 財産価値により設定しているもの
占用料、目的外使用料など

★★基本的要素★★
安全、安心な市民生活の維持を目的に、主に公共が提供しているサービスには公共関与の必要性が高く、より多くの税を投入して、市民全体で支えるサービスです。生活の快適性の向上など、個人によって必要性が異なるサービスで、民間等でも十分に供給されている場合は、公共関与の必要性は低く、市としての負担は、より少なくても良いサービスと考えられます。

→公共関与の必要性が高ければ、市の負担が大きく、利用者の負担が小さくなります。

公共関与の必要性の程度

4 手数料の負担割合

手数料とは、市が、必要な方の求めに応じて、証明書を発行したり許可をしたりする際に、その事務にかかった費用を負担していただくものです。

「必要な方の求めに応じて行なう」という性格から、**必要なコストの全額を受益者負担とすることを原則**とします。

5 減免の標準的な扱い

使用料などが免除、減額される「減免制度」の現在の扱いは、市としての統一性に欠ける面があり、わかりにくいことから、**減免の『標準的な扱い』を定めます。**

今後は、標準的な扱いとは異なる減免を行う場合には、各施設やサービスごとに、対象や減免割合をあらかじめ公表します。

【減免の標準的な扱い】（素案）

使用料・利用料金	全額減免	ア 市が主催する行事 イ 市内団体が、本市事業に協力する目的で利用する場合 （例：分別収集推進のための会議を地区センターで実施する場合など） ウ 市内の小学校・中学校（中等教育学校）、特別支援学校（私立含む）が教育目的で利用する場合（青少年利用を主な目的とする施設を除く）
	5割減免	ア 市が共催する行事 イ 市内団体（事前に認められた団体に限る）が、施設の設置目的にあった目的で利用する場合（例：独自に不登校生徒を支援するNPOが青少年施設の会議室を利用する場合など） ウ 市内の高校・専門学校（私立含む）が教育目的で利用する場合（青少年利用を主な目的とする施設を除く） エ 70歳以上の個人が利用する場合 オ 障害（身体・知的・精神）のある個人および介助者が利用する場合
手数料	全額減免	ア 生活保護世帯（保護費に含まれるものを除く）、市民税非課税世帯 イ 被災等の理由により必要な場合 ウ 本市事業に協力する場合（例：公園清掃に伴うごみ処分など）

～ぜひ、皆様のご意見をお寄せください。～

<ご意見の応募について>

方法：所定の意見募集用紙にご意見をお書きいただき、郵送またはファクシミリでお送りください。また、電子メールでお送りいただく場合には、必要事項を記載のうえ、下記のアドレスあてにお願いします。

意見募集用紙は、市のホームページ(<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/zaisei/>)に掲載しているほか、各区役所広報相談係、主な市民利用施設に置いてあります。

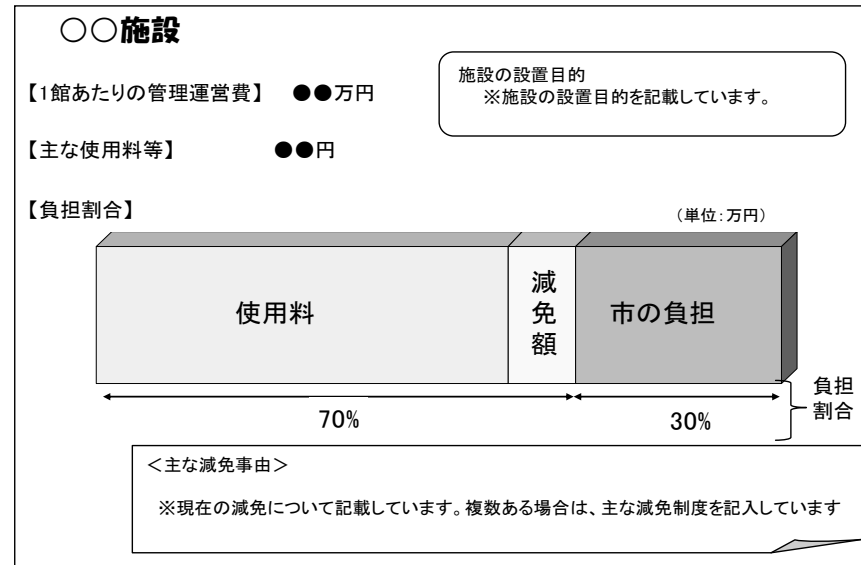
締切：平成 23 年 11 月 日（ ）

宛先・問合せ先：横浜市財政局財政課 電話：045-671-2231 ファクシミリ：045-664-7185

Email：za-zaisei@city.yokohama.jp

各施設の現状のコストと使用料・手数料の状況（参考）

グラフの見方



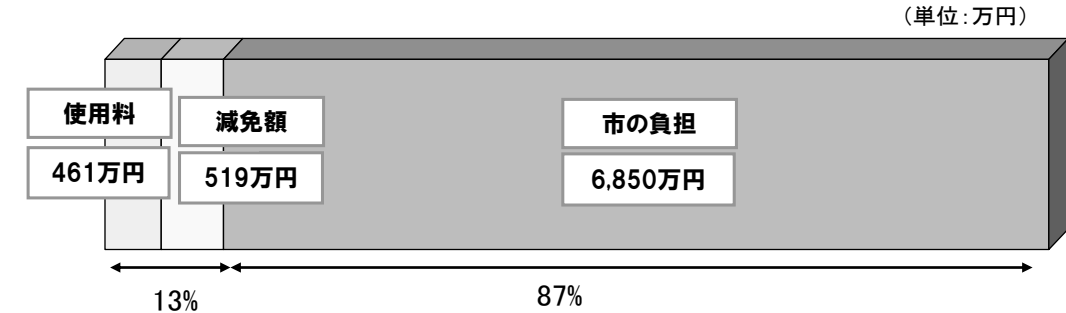
- 掲載施設 代表的な施設を掲載しています。
- 1館あたりの管理運営費 平成22年度の管理運営費を記載しています。施設職員の『人件費』や、光熱水費・委託料・消耗品費といった『物件費』など施設管理に必要な経費が含まれています。※本市所管課職員の人件費等の間接経費や施設整備に要したイニシャルコストは対象外 ※ただし独立採算を前提とするなど施設の性格によっては、イニシャルコストも含んでいます。
- 主な使用料等 入場料などの料金を記載しています。複数の料金がある場合は、主な料金を記載しています。
- 管理運営費の負担内訳
 - 使用料 使用料等の収入金額を記載しています。
 - 減免額 減額したり、免除していなければ、使用料となっていた額を記載しています。グラフの下に主な減免事由を記載しています。
 - 市の負担 管理運営費に対する市の負担額を記載しています。指定管理者制度を導入している施設等、運営を委託している施設については、施設の管理運営に必要な経費だけを記載しています。
- 負担割合 現在の受益者の負担(使用料と減免額の合計)と市の負担との割合を記載しています。

横浜市社会福祉センター

【1館あたりの管理運営費】 7,830万円

【主な使用料】 ホール(平日)18,000円
大会議室(平日)2,600円

【負担割合】 (単位:万円)

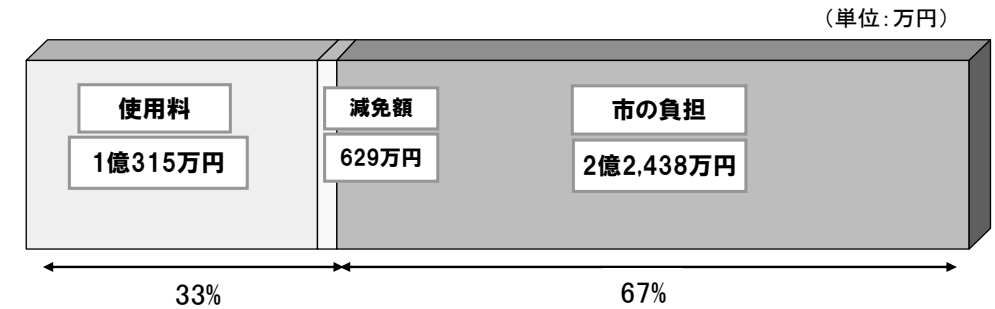


はまぎんこども宇宙科学館

【1館あたりの管理運営費】 3億3,382万円

【主な使用料】 入館料: 大人400円 こども200円

【負担割合】 (単位:万円)



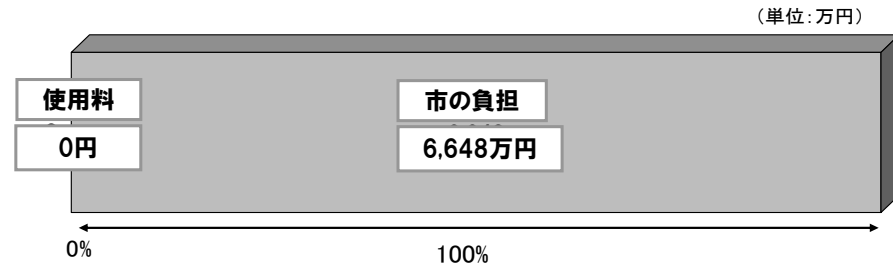
使用料 利用料金

横浜市民防災センター

【1館あたりの管理運営費】 6,648万円

【主な使用料】 入館料: 無料

【負担割合】 (単位:万円)



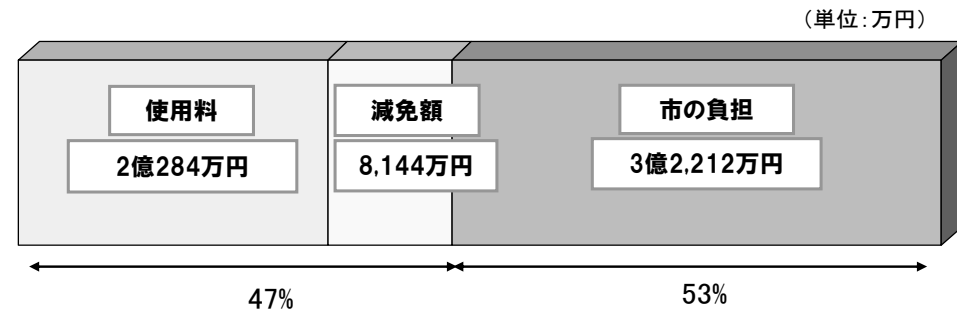
横浜みなとみらいホール

【1館あたりの管理運営費】 **6億640万円**

施設の設置目的
音楽芸術活動の振興その他市民文化の振興を図ること

【主な使用料】大ホール(平日13:00-16:30の入場料が無料から2,000円までの場合)250,000円
練習室(平日13:00-16:30)1,500円

【負担割合】



<主な減免事由>
・専門教育機関によるオルガン授業利用(全額減免)
・国内オーケストラ定期演奏会誘致(1割減免)等

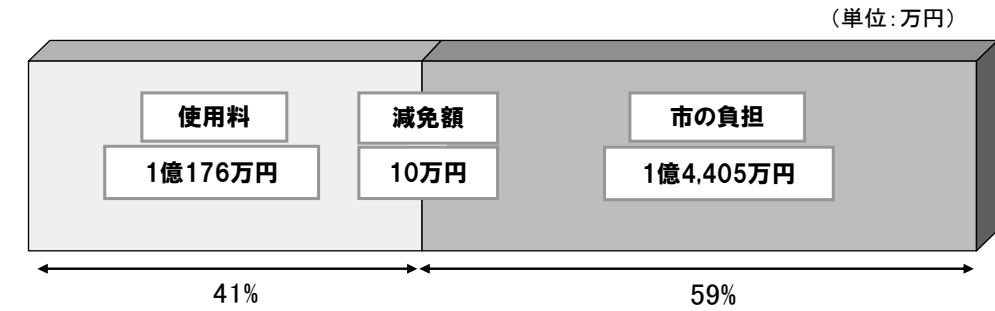
上郷森の家

【1館あたりの管理運営費】 **2億4,591万円**

施設の設置目的
宿泊体験を通じて市民のふるさと意識や連帯感の醸成と青少年の健全育成を図る

【主な使用料】 宿泊室利用料金:6,500円/人 パーデゾーン利用料金:500円/回 等

【負担割合】



<主な減免事由>
・冬季平日に団体に利用する場合

注)上郷森の家は、(財)横浜市緑の協会が、市の施設を借り受けて管理運営しており、市が管理運営費の不足分を補助しています。

動物園

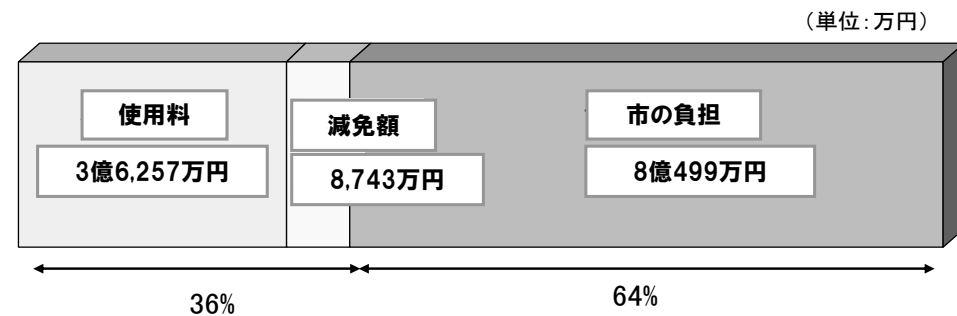
(よこはま動物園ズーラシア)

【1施設あたりの管理運営費】 **12億5,499万円**

施設の設置目的
・調査・研究の拠点的功能
・県内の野生鳥獣保護や世界規模での生物多様性保全等

【主な使用料】入園料 大人600円、高校生300円
小中学生200円

【負担割合】



<主な減免事由>
・身体障害者手帳の交付を受けている方及びその介護者が利用する場合(全額減免)
・土曜日に小中高生が利用する場合(全額減免)
・団体割引、招待券等の優遇分

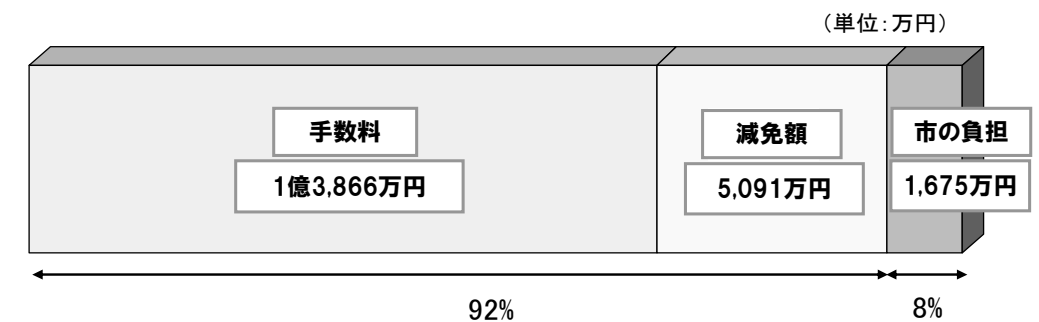
手数料

租税に関する証明手数料

【年間コスト】 **2億632万円** (人件費・コピー代など発行にかかっているコスト試算額)

【手数料】 1件 300円

【負担割合】



<主な減免事由>
・年金、老人医療費の支給、生活保護の認定を受けようとするとき、奨学金の貸付を受けようとするとき等の手続きで必要なとき(全額減免)